

会社概要



会社名	株式会社ワールドワイド・アイピー・コンサルティングジャパン
所在地	〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-11 新橋東栄ビル2F
代表取締役CEO	神代 雅喜
設立	2018年4月1日
資本金	3,000 千円
TEL	03-6206-1723
FAX	03-6206-6743
MAIL	official@wwip.co.jp

事業内容

ニセモノ発見・模倣品工場の調査・摘発

安心、安全な著作権投資及び各種の投資の実現

越境ECサイト上の権利侵害URLへの対策

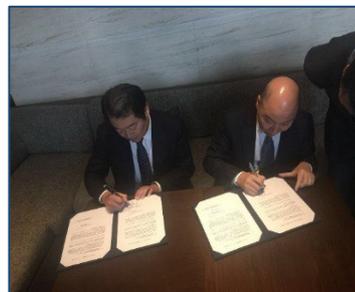
アジア全域での迅速な商標出願・冒認商標対策

NMPA(旧CFDA)等の行政機関に対する登録申請

また、一般社団法人「日中知的財産保護協会」（以下JCAAAと称する）の事務局を運営し、個別事案の相談に応じています。

JCAAA

2017年12月末、自民党二階俊博幹事長の訪中の際、JCAAA（ジェイサ）発起人である長崎幸太郎幹事長政策補佐、CAASA（カーサ）理事長洪雲峰氏の間で、日中間の知的財産権保護・ビジネス支援を行うJCAAA（ジェイサ）設立に関する覚書が結ばれました。



▲二階幹事長と洪氏
(現地メディアによって報じられた記事より)

▲長崎氏と洪氏による調印の様子

正式名称

一般社団法人日中知的財産保護協会

英文名称

Japan China Anti-Infringement & Anti-Counterfeit Innovation Association

(略称：JCAAA)

当社団法人は、中国中央政府の知財侵害対策機関「双打弁公室」傘下の対策実行組織である「CAASA」と連携する日本唯一の組織であり、実行力ある知財保護対策のプラットフォームを会員企業に提供します。WWIPコンサルティングジャパンは当社団法人の事務局を運営し、個別事案のご相談にも応じます。

事業案内 | 保護・摘発

模倣品対策

中国における模倣品製造・販売状況について実態を調査し、最終的には首謀者と製造工場まで突き止めて摘発する、徹底した対策を行います。
また、模倣品を税関で取締る「税関水際対策」も行っています。

税関水際対策

中国税関と連携し、製品の通関時に模倣品を取締まります。事前に製品リストを税関職員へ提示し、製品の特徴を伝えるなどして取締まりを強化することも一つの手段です。模倣品の疑いのある荷物が発見された場合、クライアント様へご連絡し、ご要望に応じて発送元を逆探知する調査も可能です。

尚、この登録については、一度税関に登録すると10年間有効です。

模倣品工場突き止め対策

インターネットサイトに掲載された商品写真や消費者のクレーム内容から模倣品の疑いのある店舗を見定め、まずはサンプル品を購入します。製品の真贋鑑定後、

模倣品の場合は物流ルートを逆探知するなどして店舗運営者や製造工場まで辿ります。その後、場合によっては調査員が工場働きながら証拠を集め、公安と連携して摘発します。

インターネット模倣品対策

インターネット上での模倣品販売はもちろん、正規品であっても無断で商品写真やロゴを使用している非正規流通商品も対象として調査・対策致します。

大規模な模倣品製造が疑われる場合は、侵害の実態を把握し、必要に応じて製造拠点を突き止めて公安局への申し立て及び摘発を行います。

また、工場摘発まではいかなくとも、大手プラットフォームであれば、プラットフォーム運営会社へ申し立ててページURLを削り除するなどして悪質な販売を止めさせる対策も可能です。



大手ECサイトモニタリング・侵害ページ削除代行サービス

中国大手ECプラットフォームでは、メーカー様の認知しない非正規売買が大量に流通しています。アリババ社のタオバオの流通量は、メーカー様が運営・管理し認知する「天猫」「天猫国際」の流通量の約3倍にもものぼるケースがあります。(アリババ社より聞いた情報と、弊社が独自にクライアント様の流通量を調べさせていただいた結果より)

その非正規流通の中には、インバウンド客の爆買い商品だけでなく、中国の工場の横流し製品や模倣品も含まれており、メーカー様が認知しない場所でクレームが相次いだり、販促目的で公式サイトの写真を無断使用されたりと、知らぬ間に権利が侵害されているケースも多々あります。これら悪質な侵害行為は、アリババ社へ申し立てることにより商品ページを削除できます。また、これによりアリババは店舗運営者から罰則として点数を引くため、運営者へ打撃を与えられます。

收货3天后追加：收货 这类型的就是假货，真是大失望了 实体店也卖假，钱花了就算了 我之前一直在用这款脸都好好的，从来没有起过痘，现在用了几天从这儿买的这款小乳，起过痘 还起了一粒的东西，联系客服反馈就是说可以扫码是正品，还快递了一百多块钱，就没有任何办法了，真是崩溃 血的教训



偽物に違いない！
直営店なのに偽物を販売するなんて、がっかりした。
今までこの型番を使っていたが、今回この店で買ったものを使った結果、顔にアレルギーが発生、ぼつぼつになっちゃった。
アフターサービスに連絡したが、バーコードをスキャンしてみてください。絶対正規品だと言われた。その後100元くらい返却してもらっただけで、これ以上対応してくれない、ひどすぎる

非正規流通による問題例

◀ 「偽物の化粧品を使用してアレルギーが出た」と健康被害を訴える購入者に対し、まともに取り合おうとしない非正規流通業者。顧客の健康上、取り返しのつかない事態となるだけでなく、ブランド毀損に繋がる可能性もあり。



◀ 「日本メーカーの正規代理店を名乗り、偽の授權書を掲げるなどして商品を販売する悪質な例。」

※1 「日本ブランドの授權会社 品質保証」の記載。
※2 「授權書」と書いてあるが、偽物の授權書を掲載。

著作権保護対策

楽曲や映像作品、ゲームなど、あらゆるコンテンツの著作権が侵害され、中国市場が「海賊版」で溢れた時期がありました。日本の有名なアニメキャラクターを盗用すれば、利益率が7倍も上がるという話もあり、法整備がなされる今も、少なからず海賊版が流通しています。私たちは、このような違法配信や著作権侵害への対策も徹底して行っております。

偽造防止、真贋判定技術

台湾の「T-Security Inc.」社と提携し、製品のタグに付ける模倣防止対策を行っています。生産した製品タグに独自の認証シール（QRコード型やホログラム型など様々な種類をご用意可能）を貼付け、消費者が正規品かどうかを確認することができます。全てコードが異なり、認証シール自体が模倣されないよう工夫されています。発行された認証コードはT-Security社が管理し、消費者から正規品でない製品の報告があった場合の真贋鑑定や、認証シールの読み込みがどこで行われたかの確認もできるため、マーケティングに生かす目的でも活用可能です。

真贋判定の結果を表示する画面

見本

企業や製品情報

真贋判定結果

自社Webサイト、SNSサイトへの誘導も可能

他社様の使用例 ▶



事業案内 | 出願

海外商標出願

海外進出をお考えのクライアント様へは、「まずは商標出願を」とお話ししています。特に中国本土では、日本で人気の出そうなブランドや商品名をリサーチして、故意に出願して先に取得する業者もいます。悪意のある業者の目的は、模倣品に付けるためであったり、販売するためであったりします。対策が打てない場合は業者へお金を支払って「譲渡」してもらおうか、ロゴマークを変えるなどの対応もありますが、なるべく先に出願して権利を保護しておくことをお勧め致します。

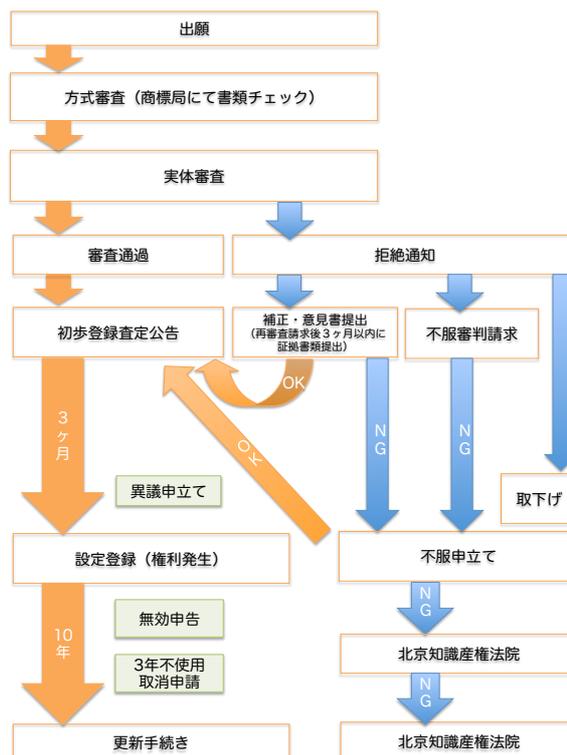
商標権登録・更新・悪意商標対策

同一または類似する商標の登録状況を確認し、申請可能であれば申請を、先行する商標が妨げになる場合はその対策をご提案します。

知名度がある場合、既に冒認（他者が先に悪意をもって申請すること）されているケースも多数あり、中国で商品を販売することが出来なかったり、こうした事態を放置することで、商標を使って勝手に模倣品を販売されるようなケースもあります。

弊社では、上記のような中国本土だけでなく、香港、台湾、シンガポールなどのアジア諸国、その他ヨーロッパやアフリカ方面の出願・更新・対策についても類似商標のチェック等も受け付けています。

商標出願～登録の流れ（中国本土の場合）



■ 先行商標対策

出願～初歩審査公告期間の段階

商標局が審査中のため、商標局が「正当な権利者でない」と判断すれば却下される可能性もあり、この段階では対策はありません。その後の経過を監視し、実体審査を通過した場合に対策します。

初歩審査公告～設定登録期間

中国本土・香港は3ヶ月間、マカオ・マレーシアは2ヶ月間が「異議申し立て期間」とされ、他者から異議申し立てがなされなければ、「設定登録」されます。よって、この期間に「異議申し立て」を行うこととなります。ちなみに日本の異議申し立て期間は2ヶ月、シンガポールにおいては異議申し立て制度がありません。

設定公告以降

「設定登録」すなわち権利発生後に申し立る場合は「無効申告」もしくは「3年不使用取消申請」を行います。無効申告では自身が正当な商標の権利者であるという証拠資料を提示して申し立てを行います。 「3年不使用取消申請」の場合は、先行商標が悪意でない場合でも、相手はその商標を3年間継続して使用していなければ取り消せます。取消申請には「相手が3年使用していない」という証拠は提示不要ですが、相手が使用証明できた場合は申し立てが却下されます。

■ 出願が拒絶されたら

「識別性がない」「先行する商標と類似している」などの理由で却下通知を受ける場合があります。その場合は提携弁護士の見解を得た上で、出願を通すための対策をご提案し、答弁文書を揃えてご対応致します。

■ 商標登録情報変更手続き

「会社所在地が変わった」「会社名が変わった」「会社を譲渡した」

このような場合、既存商標も登録内容を変更する手続きが必要です。

悪意商標に対する取消し申立てなどを行う際、「この商標は私が先行して登録していた」という証拠書類として提出することがありますが、登録情報が更新されず不備があるままだと、証拠書類不備として申立てが却下される恐れもあります。

よって、登録情報は変更後速やかに変更手続きを行い、譲渡を行なった場合には譲渡手続きを行います。

弊社では、中国だけでなく他の海外商標についても登録情報変更または譲渡手続きを代行可能です。

海外著作権出願

著作権は、特許権、意匠権、商標権などの登録が権利発生要件である財産権とは権利発生要件が国によって異なります。

日本や中国はベルヌ条約と万国著作権条約に加盟しており、ベルヌ条約では「無方式主義」の採用を義務付けているため、登録を行わなくても作品完成時に権利が発生します。（ベルヌ条約5条2項、無方式主義）

しかし、中国において、この著作権登録が悪意商標対策に有効であり、商標権保護の為の著作権申請が増加する傾向にあります。

例えばある悪意商標に対して無効申告を行う際、自社が正当な権利者であるという資料の提出が必要となりますが、著作権登録証も強い証明資料となります。そのため、弊社では悪意商標が多いクライアント様へご提案をしています。

海外特許出願

特許権は著作権と違って手続きが必要です。手続きを怠り、第三者に先に特許をとられてしまった場合、発明品を使用する権利を喪失し、発明したにも関わらず使用した際に訴えられてしまう恐れも生じます。先に出願登録されてしまってからでは覆すことが非常に困難であるため、発明者は速やかに特許を出願し、保護を受ける必要があります。

日本で取得済みの特許を中国でも取得したい場合もご相談に応じます。

事業案内 | 認証事業

NMPA(旧CFDA)申請

CFDAという呼称は、2018年8月まで使用されていた中国における「國家食品藥品監督管理總局」の英語名「China Food and Drug Administration」の略称であり、アメリカ食品医薬品局（FDA）の中国版です。

(※平成30年3月22日に全人代が発表した行政機構改革で「国家市場監督管理總局」へ移管)

現在は、NMPA : National Medical Products Administration と呼ばれる申請登録を指します。

但し、保健食品の申請はNMPA所管ではなく、その呼称が明確になっていません。

製品の成分チェックから、検査資料や専門的な証明資料等の提出、翻訳、中国における検査等、非常に慎重かつ緻密な手続きが必要であり、決して容易な申請ではありません。時間と費用がかかるだけでなく、度々生じる規定変更にもついていくのが大変であるため、多くの日本企業にとって大きなハードルとなっています。

現在は、未登録の製品でも越境ECで日本からEMSを利用して販売できている状態ですが、今後は登録済みの製品でなければ輸出できないよう政策が実施されるという観測があります。

弊社では、CFDA申請についての知見と実績をもつ専門のスタッフを抱える複数の中国法人と提携し、対象製品に合わせてベストな申請会社を選択し迅速に申請を行います。

※ 弊社には、日本人スタッフ並びに、専門知識を有する中国人スタッフが常駐しており、クライアントの皆様と日本語でやり取りしながら、煩雑な申請手続きをなるべく迅速かつ簡便に進め体制をとっております。中国への輸出可能な成分かどうかなど、申請前にチェックが必要です。申請可否については無料にてお調べし回答しております。

申請対象商品一覧

化粧品	一般化粧品	ヘアケア、スキンケア、メイクアップなど	
	特殊化粧品	育毛剤、ヘアカラー、日焼け止め、美白化粧品、消臭化粧品など	
健康食品	栄養補助食品	有効成分がビタミン、鉄分、カルシウムなどで、栄養補給を目的とする	
	機能性健康食品	血中脂肪・血糖改善、疲労改善、ダイエットなどを目的とし、特定な活性性質を有する有効成分が含まれる	
医療機器	一類医療機器	通常の管理で安全性と有効性が保証できる医療機器	日本分類参照：クラスI
	二類医療機器	安全性と有効性をある程度制御が必要な医療機器	日本分類参照：クラスII
	三類医療機器	厳密な安全管理が必要で、人体の埋め込み・生命の維持に用い・人体に対して危険性を伴う医療機器	日本分類参照：クラスIII、クラスIV
医薬品	乙類非処方医薬品	一般医薬品で副作用が少なく、ドラッグストアやCFDA認可の販売店で販売可能	
	甲類非処方医薬品	一般医薬品である程度の副作用があり、薬剤師指導の上で購入	
	処方医薬品	医師の処方がある上で購入可能	

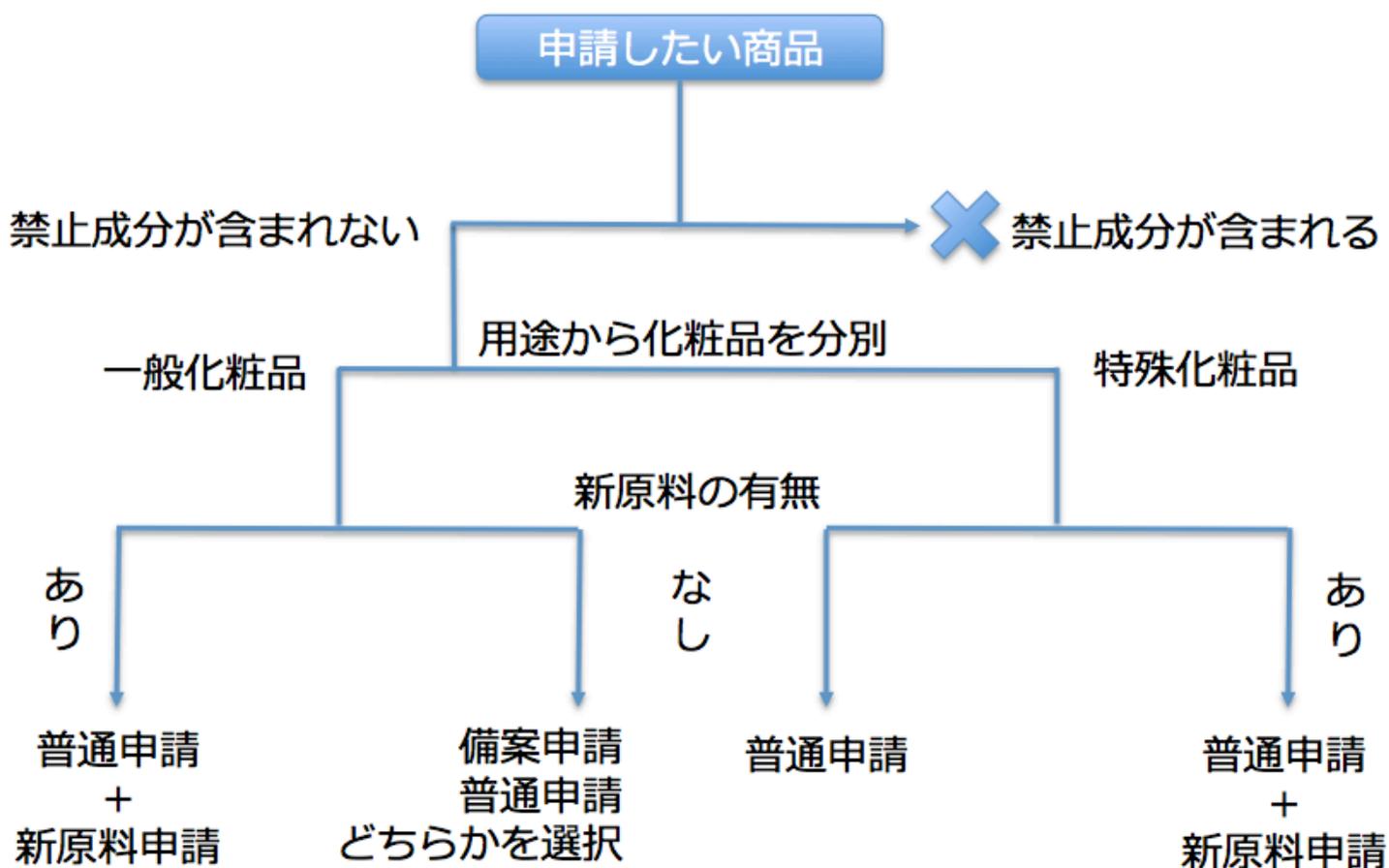
■ 申請事前チェック

日本では使用が許可されている成分でも、中国では禁止されている場合があります、申請前の成分チェックは必須です。日本では約15,000の成分が使用を許されていますが、中国で使用可能とされているのは半分にも満たない状態です。禁止成分が含まれている場合は、成分を取り除くか代替成分に変更する必要があります。または中国に「新資源食品原料」申請（中国にとって新しい成分であるとする申請）が必要となりますが、非常に難易度の高い手続きです。

弊社では、ご要望に応じてNMPA(旧CFDA)総局の発表する最新版の禁止成分一覧等の規定に則って成分チェックを行います。弊社専門アドバイザーが成分チェックを行いますので、お気軽にお問い合わせください。

※ 成分の申請可否チェックは無料で承っております。

■ 化粧品の申請事前チェックを行う場合



■一般申請と備案申請

NMPA(旧CFDA)とは、中国本土において医薬品・医療機器・化粧品・保健食品を販売するにあたって必要となる認可です。

BtoB取引においてはこの認可が必須ですが、現時点ではEMS発送をすれば、実際には認可無しでも届きます。ところが「2019年の1月からEMS発送の場合もNMPA(旧CFDA)認可を必須とする」と中国政府が発表しており、中国にて販売を行う場合には避けて通れない手続きです。

通常、NMPA(旧CFDA)申請と呼ばれる「一般申請」は、中国にて検査を行い、安全性をきちんと確認した上で販売が許可され、申請～認可取得に最大1年ほどかかるのが実情です。

そこで、中国では「備案」申請を推進する動きがあります。備案とは「届け出」を意味し、必要書類を提出することで中国での販売が認められますが、その後の検査で問題点が発覚した場合には販売を停止するという方法です。

申請からわずか2～3か月ほどですぐに販売開始できるというメリットを持ちますが、下記の規制があることも留意しなければなりません。

- ・中国国内11カ所の自由貿易地区に所在する在華責任会社が必要
 - ※ 弊社にご依頼頂ければ、天津の法人が在華責任会社を務めます
 - ・在華責任会社の所在する地域の港以外の輸出不可
 - ※ 輸出後の販売は中国全土で可能
- また、化粧品の場合は「一般化粧品のみ可能」などの規制もあります。

■ NMPA(旧CFDA)申請に必要な資料

化粧品例

- 1) 化粧品行政許可サイトで使用するID とパスワードの申請書
- 2) 化粧品輸入の行政許可申請表（政府の書式）
- 3) 製品の成分表
- 4) 製品の説明書
- 5) 製品の中文名称と命名根拠
- 6) 在中責任会社の授権書及び関連公証文書
- 7) 在中責任会社の営業許可証の写し
- 8) 製品の生産国における生産販売証明文書
- 9) 製品品質安全規制要求、製品技術要求
- 10) 検査機関が発行した検査報告書および関連書類
 - 11) 輸入前の製品包装（製品ラベル、製品説明書を含むパッケージデータ）
 - 12) 委託加工契約書と委託加工業者の品質証明書類
 - 13) 生産プロセス
 - 14) 化粧品の原料及び原料の提供元が狂牛病発生地域の危険物質・利用禁止・制限

健康食品例

- 1) 申請書 誓約書
 - 2) 在中責任会社の授權書及び関連公証文書、営業許可証
 - 3) 製品の中文名称と非重複検索証明
(既存の承認済製品と中文名称が被らないことを証明)
 - 4) 製品の研究開発資料
(研究開発担当者、研究開発時期、研究過程、実験データ)
 - 5) 製品の成分資料 (原料及び添加物の使用量、品質基準、使用根拠など)
 - 6) 安全性評価資料及び機能成分評価資料
 - 7) 生産プロセスと説明、及び関連の研究資料
 - 8) 製品品質基準 (原料・添加物の品質基準も含む)
 - 9) 製品と直接接触する包装の材料に関する情報
(物質、名称、品質基準、選択根拠)
 - 10) 検査機関での検査結果及び関連資料
 - 11) 商品ラベルと説明書 (中国語案)
 - 12) 製品技術要求
 - 13) その他の資料 (その他に審査に有利な資料があれば)
 - 14) 未開封商品サンプル2点 (最小単位で)
 - 15) 更にサンプルロット分 (検査必要量のC倍)
 - 16) 日本語の包装、ラベル、説明書
 - 17) 日本での品質管理関連書類
 - 18) 新機能に関する追加資料 (%45&認定の機能以外を 有する場合)
 - 19) 日本での7年以上の販売実績を証明する書類
 - 20) その他、該当商品が日本や国際組織と関連する書類
- * ④⑤⑩は栄養補助食品の場合は不要です。

■ 新原料申請について

中国で承認されていない成分が含まれる場合、別途「新原料申請」が必要となり、申請料金と期間は大幅に増加する場合があります。成分チェック時に新原料が判明した場合は、その都度ご提案させていただきます。

CCC認証

CCC認証とは「China Compulsory Certification」の略で、中国国内で生産・販売している製品や中国に輸出されているすべての製品及び部品の強制認証品目を対象に、「IEC（国際電気標準協会）と中国国家標準に基づいて安全性と品質認証を受けたCCCマークがなければ販売できない」と規定しています。

中国政府はWTOの基本精神に基づき、自国で生産・消費される製品（CCEE）と海外から輸入される製品（CCIB）の認証マークを2001年12月に「CCC」に統合し、2003年5月より施行されました。

中国へ輸出する企業がこの認証を受けなければ、通関が許可されません。認証を受けた商品に認証マークを貼付していない場合も10,000人民元の罰金が課されることあります。

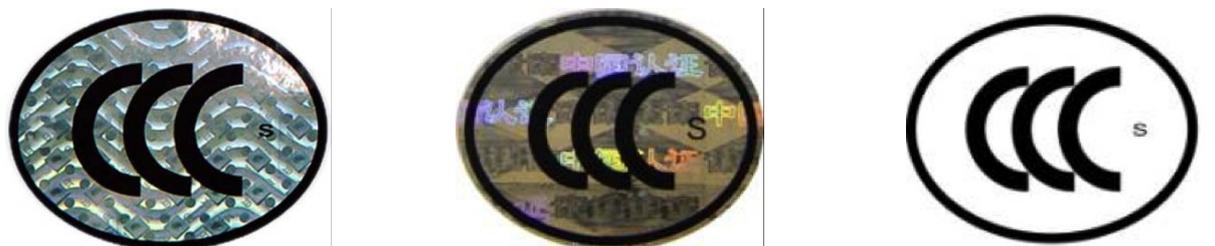
CCC認可の申請～認可の流れ(中国国内企業が認可を受ける場合)

- 1) 中国認証機関 (DCBs)に申請書、技術文書と検査用製品を提出
- 2) 中国国内の試験機関にて安全品質検査を実施
- 3) 検査員が工場を訪問し、設備環境等の安全性チェック
 - 1) ～ 3) の検査にて安全性が認められると証明書が発行されます。

CCC認可の検査対象

△線、ケーブル△電気スイッチ 保護 装置、電気接続装置 △低圧型の電気機器 △低功率電動機△電 動工具△電気溶接機 △生活用電気製品△音響機器△情報技術 装置△照明器具△情 報通信端末機器△自 動車の安全部品△自 動車のタイヤ△安全 のためのガラス△農 機製品△医療機器△ 消防機器△技術の安定保護製品等

CCCマークのつけ方



- 1) マーク購入時、マーク使用許可を申請することで直接銘板や本体に付ける
- 2) 印刷、プレス、金型、スクリーン印刷、塗装、エッチング、彫刻、スタンプ、刻印も可能
- 3) 製品本体に表示にくい場合、最小単位のボックスに付ける
- 4) CCCマークの代わりに、製品本体に「中国強制認証（中国語）」と表記することも可能

■ CCC Mark認証手続の流れ

- ① 認証申請書類とサンプル提出
- ② 製品試験及び初回工場審査
- ③ 認証結果の評価及び許可# 費用の支払い
- ④ CCC認証証書取得
- ⑤ CCCマーク購入又は核印版・印刷版の申請

■ CCC 認証取得手順

- | | |
|-------------|--------------|
| ① CCC認証の申請 | ⑤ 工場審査の実施 |
| ② 試験サンプル着確認 | ⑥ 認証批准 |
| ③ 製品試験 | ⑦ CCCの証明書を発行 |
| ④ テストレポート完了 | ⑧ CCCマーク購入 |
| ⑤ 工場審査通知 | ⑨ 事後審査/更新審査 |

✎事後審査：12ヶ月以内に1回実施する

✎更新審査：5年1回実施し、その年には事後審査免除されて更新審査は、製品試験及び工場審査が最初の審査と同様に実施される

■ 認証申請時の提出書類

- ① 営業許可証（事業者登録証や工場登録証）
- ② 品質マニュアル（設置および使用説明書）
- ③ 製品の製造工程の説明（製造工程も、QC工程図）
- ④ 認証の申請製品の生産に関連する主な管理、生産、検査要員リスト（氏名、職務、資格、教育 事項等 - 現場確認）
- ⑤ 認証の申請製品の制御と回路の状態などを把握することができる資料（回路図など）
- ⑥ 完成品と部品のサンプル

適用製品は、モデルまたは系列に基づいて認証を申請することができます。

製造業者・モデル・規格が同じでも、生産工場が異なる製品は申請単位が他の製品と見なされます。

ただし、モデルが他の製品であっても供給電力、安全構造と機能とパフォーマンスに影響を与える主要部品が同じ系列の製品の場合、同一製品として認定を受けることができます。

事業案内 | ライセンス管理

IPライセンス | 深圳国際IPライセンス展示会の参加



■ 展示会の概要

深圳国際IPライセンス展示会（简称「深圳IPライセンス展」）は、2013年に駿麒尚伽文化品牌管理（深圳）有限公司のグループ会社が創業して以来、多くの出展者から「高い専門性と大きな影響力を持つ」と評価されてきた、国内指折りのIPライセンス展示会です。

今年の第六回深圳IPライセンス展示会では、「無限の創造力で知財価値を創出する」というスローガンが掲げられています。

展示会と同期に、2018深圳国際映画、ドラマ、アニメなどのIPライセンス及びデリバティブ産業展も開催されます。

企業が開発し運用する国内のショッピングモールシステムや、顧客システム、電子商取引プラットフォームシステム、卸売業者システムなどが展示され、組織委員会の特設エリアとして「アニメ派生商品展示エリア」と「映画、ドラマ派生商品展示エリア」、また「ゲームIPゾーン」で、アニメーションから派生した商品を紹介する予定です。

当展示会には、こうしたIPライセンスを求める全国の玩具、アパレル、食品、文房具、書籍、家庭用品などのビジネス企業の代表も来場します。

■ 第6回深圳国際IPライセンス展示会

第6回深圳IPライセンス展示会に出展する日本のコンテンツホルダー様を募集しております。

出展にご興味のあるコンテンツホルダー様は下記の問い合わせ先までご連絡ください。

運営詳細

展示日程：2018年8月23日（木）～26日（日）

展示場：深圳コンベンションセンター

主催：駿麒尚伽文化品牌管理（深圳）有限公司

共催：深圳市著作権協会・深圳市映画・テレビ制作業界協会

香港アニメーション漫画協会・香港国際ブランドライセンス協会

台湾アニメーション文化創造産業開発交流協会

お問い合わせ先

WWIPコンサルティングジャパン

東京都港区西新橋1-17-11

新橋東栄ビル2階

電話：03-6206-1723

E-Mail：dhy5560@wwip.co.jp

担当：李東浩（イ・ドンホ）

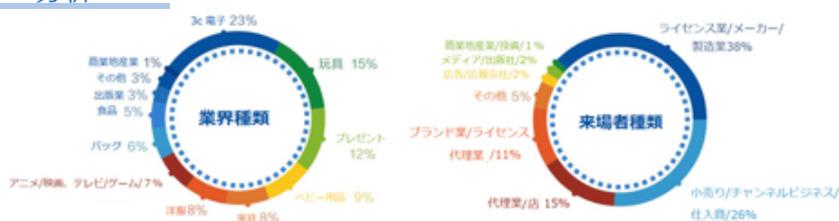
■ 第5回展示会の報告

2017年8月19日より4日間にわたり、深圳市コンベンションセンターにて「第5回深圳IPライセンス展」が開催されました。

- 本展示会展示面積一万平方メートル
- 国内および海外から800もの人気IPブースが集まりました。（ブース数100 %達成）
- 玩具、文房具、アパレル、食品、書籍、家庭用品などの業界のメーカー、バイヤー及び仕入れ業者など、来場者数は31,960人。

（出展IP数及びプロの来場人数として、過去最高記録）

来場者データー分析



■ 連携共催展示会一覧

第4回「深圳授權展」



「上海国際、-派生権利展」



初開催「中国IP授權年会」



中国IP業界最高權威の「玉猴賞」



企業マッチングと投資・ライセンスサポート

日本と中国間の投資や契約については日本の企業にとって非常に悩ましい問題です。相手先企業の調査から、日中の商法に通じた弁護士による契約サポートまでワンストップでサービスを提供致します。

調査

中国から投資を受けたり、輸出入等の新規取引を始める時、当該中国企業の調査や、対象となる市場の調査を行うことはビジネスの成功において必要不可欠です。

弊社は多くの知見と実績を持つ調査ネットワークを駆使し、関係機関の強力な支援の下で正確な情報をつかむことができます。又、特に重要な情報として「非合法組織との繋がり」等の調査を行うことも可能です。

ビジネスセミナー



日本の関係企業、機関と連携して、定期的に中国ビジネスに関するセミナーを開催しています。セミナーには、中国で著名な法律家や政府関係者、企業人を招聘し、日本の企業の皆様に最新の情報を提供するとともに、ビジネスマッチングの機会をご提供します。CAASA（中国における官民一体となった権利保護組織）の投資交流部の日本代表処は弊社にその窓口を置いています。CAASA投資交流部を通じて、日本の知的財産権を中国でビジネス化します。日本と中国間の投資や契約については日本の企業にとって非常に悩ましい問題です。日中の商法に通じた弁護士による契約サポートを行います。

ビジネススキームコンサルティング

中国企業との間でどのようなビジネススキーム最適なのか、権利の性質や中国の市場規模、相手先企業の信用度等に合わせた提案を行う事が出来ます。知見、経験を、十分に持つ弁護士やコンサルタントが専門的な見地からビジネススキームを提案します。

マッチング

中国反侵権假冒創新戦略連盟(CAASA)投資交流部と連動し、日本の特許技術やコンテンツを中国の企業に紹介するビジネスマッチングを行います。

ビジネスの相手先が、日本企業が持つ権利を元に中国国内でビジネス展開をするだけの力があるかを調査する事も重要です。日本の権利を中国へ、中国の投資を日本へ、双方のビジネスを睨んだ展開を行っています。

契約サポート

中国とのビジネスにおいては、日本、中国両国の法律を踏まえた契約書を作成することが重要なポイントです。

また、そもそもどのような契約を結ぶべきなのか検討することが必要です。中国企業との契約交渉においても弊社のスタッフがサポートすることで、ビジネス交渉を優位に進めることができます。

契約締結

契約の方向性がまとまれば、日本、中国両国の言語で契約書を作成し、締結を行います。ビジネスのマッチングから契約書締結までのサービスをワンストップで提供します。

許諾権利の適正運用監視

契約締結後はその履行を監視します。中国とのビジネスにおいては契約締結だけでなく、その後に契約が履行されているかのチェックを行う事が非常に重要です。権利対価の支払いがなされるのか、契約で許諾された内容に沿った運用がなされているのかを監視します。

ライセンス運用の監視

ライセンスの運用についても、契約で許諾された内容に沿った製作物となっているか、契約時に提示されたスケジュールに沿って商品化等が進んでいるかをチェックします。

提携組織・顧問



■ 一般社団法人 日中知的財産保護協会 (JCAAA)

当社団法人は、中国・中央政府の知財侵害対策の政府機関「双打弁公室」傘下の連絡・調整・対策実行組織である「CAASA」と連携する日本唯一の組織であり、実行力ある知財保護対策のプラットフォームを会員企業に提供します。WWIPコンサルティングジャパンは当社団法人の事務局を運営、個別事案に関するご相談に応じています。※「WWIPの背景」に詳しく記載しております。

■ 北京満分進出口貿易有限公司

代表取締役 李 香蘭

商標申請、CCC認証における提携会社

2009年12月、資本金200万元で設立。

主に化粧品または家電メーカーに専門的な貨物輸送通関、CFDAの化粧品衛生許可、CCC商品認証などの商業サービスを提供。

中国食品藥品監督管理総局（CFDA）、中国質量認証センター（CQC）、中国軽工業連合認証センター（CCLC）等の認証機関と長い間協力関係がある。



■ 貝塔萊福（天津）生物科技有限公司

代表取締役 王 豪

輸出、通関、原料申請における提携会社

2018年中国天津自由貿易エリアで法人設立。機能性食品素材の輸入販売、健康食品・化粧品の輸出販売、中国向けの化粧品・健康食品・日常化学製品の備案申請代行、コンサルティングなどの事業を展開。



■ 擎雷防偽科技股份有限公司 (T-security, Inc)

認証対策における提携会社



- ✎ 設立1983年
- ✎ 本社兼工場：台湾新北市（以前の台北県）
- ✎ 事務所：台中、台南、高雄
- ✎ 子会社：北京、上海、廣州、深圳（中国）、クアラルンプール（マレーシア）
- ✎ 実験室：アメリカ
- ✎ 連結従業員数：110人
- ✎ 資本金：6000万台湾元
- ✎ 連結売上高：約2億5千万台湾元

■ 法務法人ヘリティジ

代表弁護士 チョイ・ジェチョン

全南大学法学科を卒業して、同大学院で修士・博士号を取得しており、延世大学校法務大学院経営方針法務部シニア 課程を修了した。1987年第29回司法試験に合格し、司法研修院第198期修了した後、1990～1993年まで陸軍法務官として服務した。1993年3月に法律事務所を開所、2000年3月に法務法人漢江を設立した。2004年の第17代ウリ党国会議員に当選し、法制司法委員、情報の上に、第1政調委員長、統一外交通商委員会の委員、農林水産委員会の委員などを歴任した。2008年第18代総選挙で落選したが、2012年の第19代の民主党国会議員に当選した。

前法務法人漢江代表弁護士であり、オーマイニュースの固定コラムリスト、韓国医療協会の医療学会・の法廷神学会、韓国の組織銀行取締役、外信記者クラブ（FCC）、韓国資産管理公社（KAMCO）城東区庁顧問弁護士、金大中前大統領顧問弁護士、光云大学、嶺南大、梨花女子大学兼任教授、延世大医学部客員教授、誠信女子大、東国大外来講師、民生城東フォーラム代表を務めていた。

■ 顧問弁護士 柳澤 憲 | 栃木・柳澤・樋口法律事務所に所属

- 平成2年 東京大学文学部哲学科卒業
- 平成5年 東京大学大学院人文学科研究課程哲学科卒業（修士）平成12年
- 平成10年 司法試験合格
- 平成12年 司法修習終了（第53期）、栃木法律事務所に入所（東京弁護士会所属）
栃木・柳澤法律事務所に参加
- 平成28年 栃木・柳澤・樋口法律事務所に移行

■ OH International弁理士事務所(韓国)

弁理士 Jung Gyu-Ho

実践:商標&デザイン 経験:KIPO(韓国特許 庁)元審査官

弁理士 Dr. Oh Se-Gye

実践:機械および航空宇宙 経験:KIPO元審査官、国防科学研究所 研究員/LG電子開発研究員
教育 :ノースカロライナ州立大学博士/ ノースカロライナ州立大学のMS

弁理士 Dr. Oh Jong- Guen 実践:商標&デザイン 経験:KIPO元審査官 教育 :知的財産権博士

弁理士 Song Seng- Hoon 実践:エレクトロニクス と半導体 経験:KIPO元審査官

